

項 目		① 入学準備金	② 端末購入支援事業		③ 入学料	④ 授業料	⑤ 諸会費等 (=学校徴収金)	
概 要 等		制服・体育着等の購入の支援 50,000円の支給	対象金額の全額支給 ※R6 対象金額の上限:62,700円	対象金額の1/2支給 ※R6 対象金額の上限:62,700円	公立高等学校の入学料 5,650円	公立高等学校の授業料 月9,900円 (年間118,800円) 毎月20日口座振替	副教材費・生徒会費・模試代等 1学年 約10万円(年合計) 毎月20日口座振替 ※各月の引落金額は、別紙「口座振替による諸会費等の納入一覧」でご確認ください。	
各種支援制度	制度名	入学準備サポート事業 【県制度】 ※返済不要	県立学校等1人1台 端末購入支援事業 【県制度】 ※返済不要 ※領収書の提出		入学料減免制度 【県制度】	就学支援金制度 【国制度】 ※返済不要 ※認定されると支援金と授業料が相殺され、実質無料となります。授業料の減免制度もありますが、就学支援金とは重複適用できません。	奨学給付金制度 【国制度】 ※返済不要	諸会費減免制度 【学校制度】 (項目により、全額免除、半額減免、減免対象外あり。) ※1年生の場合 22,850円(R5参考)
	対象者等	保護者等全員の市町村民税所得割が非課税の世帯 ※生活保護世帯でないこと	保護者等全員の市町村民税所得割が非課税の世帯 生活保護世帯	保護者等全員の課税標準額×6%－調整控除の合計額が 51,300円未満の世帯	災害の被災者や、生活保護世帯 もしくは同程度の収入世帯 ※収入基準については、家族構成や居住地により異なります。	(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)調整控除の額が <u>30万4,200円未満の世帯。</u> ※年収で、 910万円前後 が目安となります。	次の3つに全て該当する方 ①保護者等が山梨県内に住所を有している ②保護者全員の市町村民税所得割が非課税の方または生活保護世帯 ③高等学校等就学支援金の受給権者 【支給】約3万円～14万円 金額は、世帯状況による 詳細は、7月頃の案内	災害の被災者や、生活保護世帯 もしくは同程度の収入世帯 ※収入基準については、家族構成や居住地により異なります。
	申請時期	入学年度の4月	入学年度の5月		入学年度の4月	入学年度の4月及び毎年7月 ※7月の申請は、認定されていない方が対象となります。	毎年8月頃	毎年4月
	今年度の申請〓切日	4月15日(月) 申請書類:4月9日から事務室にて希望者に配付	5月10日(金) 申請書類:4月9日から事務室にて希望者に配付		4月15日(月) 申請書類:4月9日から事務室にて希望者に配付	4月15日(月)	8月下旬頃 申請書類:7月下旬から事務室にて希望者に配付	4月15日(月) 申請書類:4月9日から事務室にて希望者に配付
	提出書類(概略)	①申請書 ②口座振込依頼書 ③その他必要に応じて	①申請書 ②領収書 ③口座振込依頼書 ④その他必要に応じて	①申請書 ②入学金減免用の実情調査書 ※市町村発行の世帯全員分の証明を受けてください。 ③収入状況を証明する書類(令和5年分) ④口座振込依頼書 ⑤その他必要に応じて		※スマートフォン、パソコン等でのオンライン申請	①申請書 ②口座振込依頼書 ③その他必要に応じて	①申請書 ②諸会費減免用の実情調査書 ※市町村発行の世帯全員分の証明を受けてください。 ③収入状況を証明する書類(令和5年分) ④その他必要に応じて